

基本目標3 地球規模の環境問題に、地域から行動するまちをめざします

3-1 地球温暖化対策の推進

(1) 現況と課題

【市域の温室効果ガス排出量】

ア) 現況

平成30年度（2018年度）における本市の温室効果ガス排出量は、502.1万t-CO₂となり、平成21年度（2009年度）（基準年度）と比較して0.7%増加し、平成29年度（2017年度）（前年度）との比較では0.7%減少しました。基準年度から温室効果ガス排出量が増加している要因の一つとして、東日本大震災以降、原子力発電から火力発電へと電源構成がシフトしたため、電力の二酸化炭素排出係数が平成21年度（2009年度）の0.384kg-CO₂/kWhから平成30年度（2018年度）の0.468kg-CO₂/kWhへと、約21%高くなったことがあげられます。

また、平成30年度（2018年度）における1人当たりの温室効果ガス排出量は3.86t-CO₂となり、平成29年度（2017年度）（前年度）との比較では1.5%減少しました。

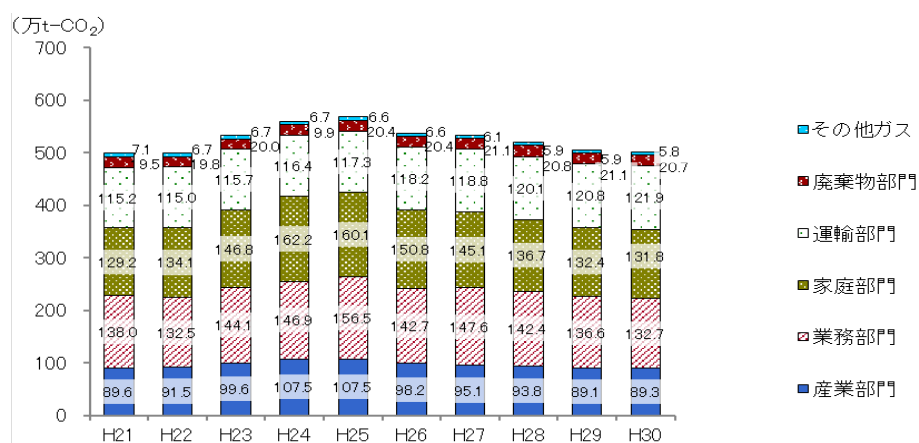


図2-3-1 温室効果ガス排出量の推移

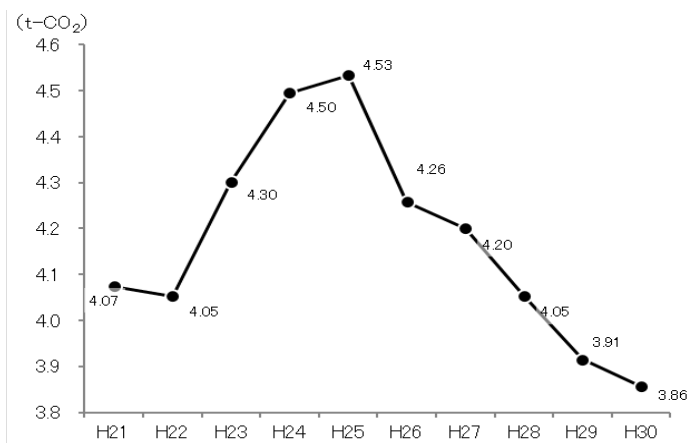


図2-3-2 1人当たり温室効果ガス排出量

本市の平成30年度（2018年度）の部門別温室効果ガスの排出割合を見ると、産業部門が17.8%、業務部門が26.4%、家庭部門が26.3%、運輸部門が24.3%となっており、埼玉県や全国と比較すると産業部門の割合が少なく、業務部門及び家庭部門の割合が多いことが特徴です。このことから本市は、人口が多く第三次産業が盛んな都市型の排出形態を示していると考えられます。

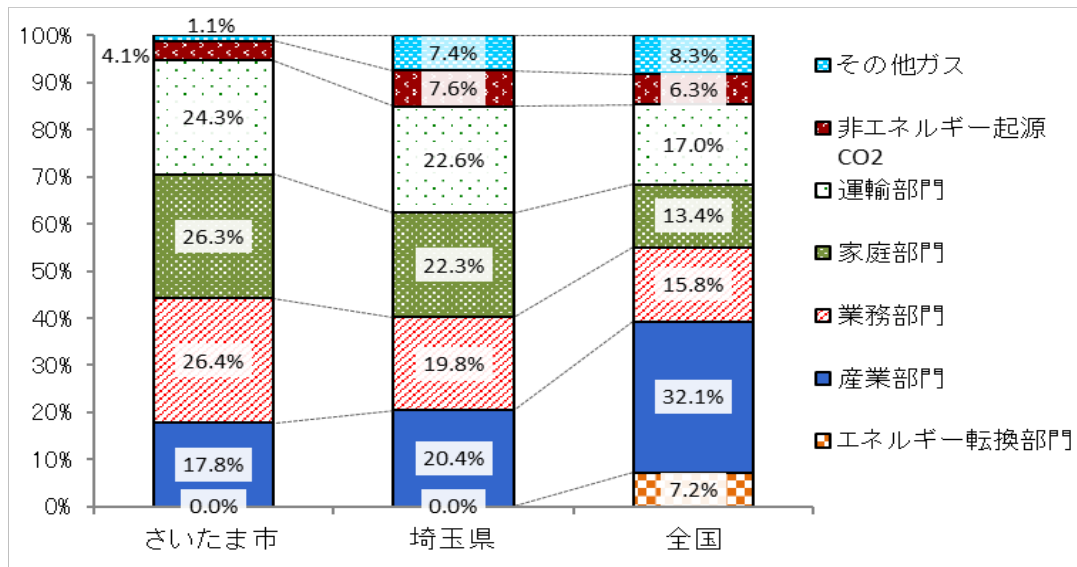


図2-3-3 部門別温室効果ガス排出割合
(埼玉県・全国との比較)

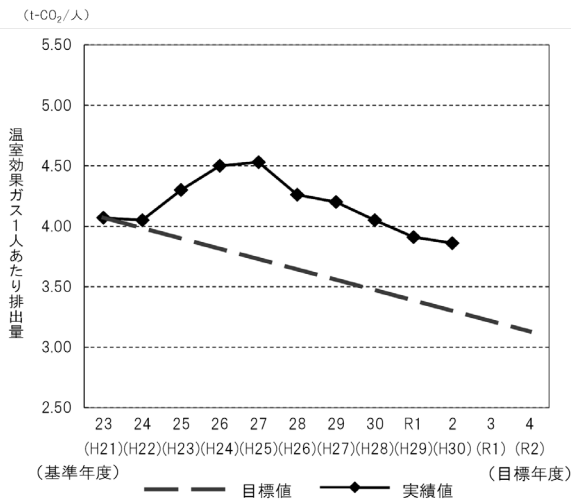


図2-3-4 温室効果ガス1人あたり排出量の推移

※ ()内の年度の実績になります

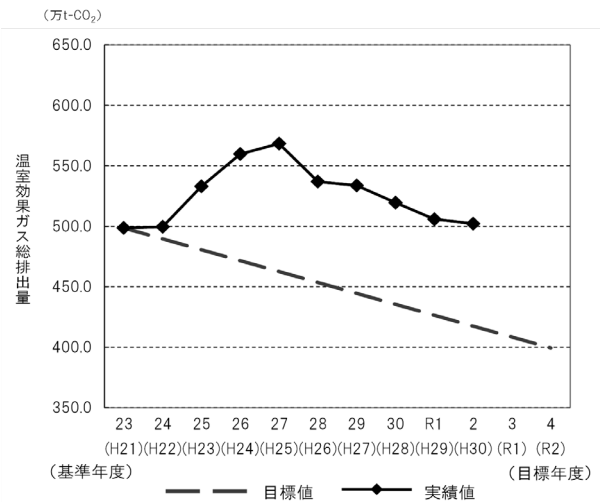


図2-3-5 温室効果ガス総排出量の推移

※ ()内の年度の実績になります

表2-3-1 《指標》温室効果ガス1人あたり排出量、温室効果ガス総排出量の推移

指標	平成23年度 (2011年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 (年度)
温室効果ガス1人あたり排出量(t-CO ₂ /人)	4.07 (平成21年度 (2009年度))	4.53 (平成25年度 (2013年度))	4.26 (平成26年度 (2014年度))	4.20 (平成27年度 (2015年度))	4.05 (平成28年度 (2016年度))	3.91 (平成29年度 (2017年度))	3.86 (平成30年度 (2018年度))	3.13 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	△	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	
温室効果ガス総排出量(万t-CO ₂)	498.6 (平成21年度 (2009年度))	568.3 (平成25年度 (2013年度))	536.9 (平成26年度 (2014年度))	533.7 (平成27年度 (2015年度))	519.5 (平成28年度 (2016年度))	505.8 (平成29年度 (2017年度))	502.1 (平成30年度 (2018年度))	399.4 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	△	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	

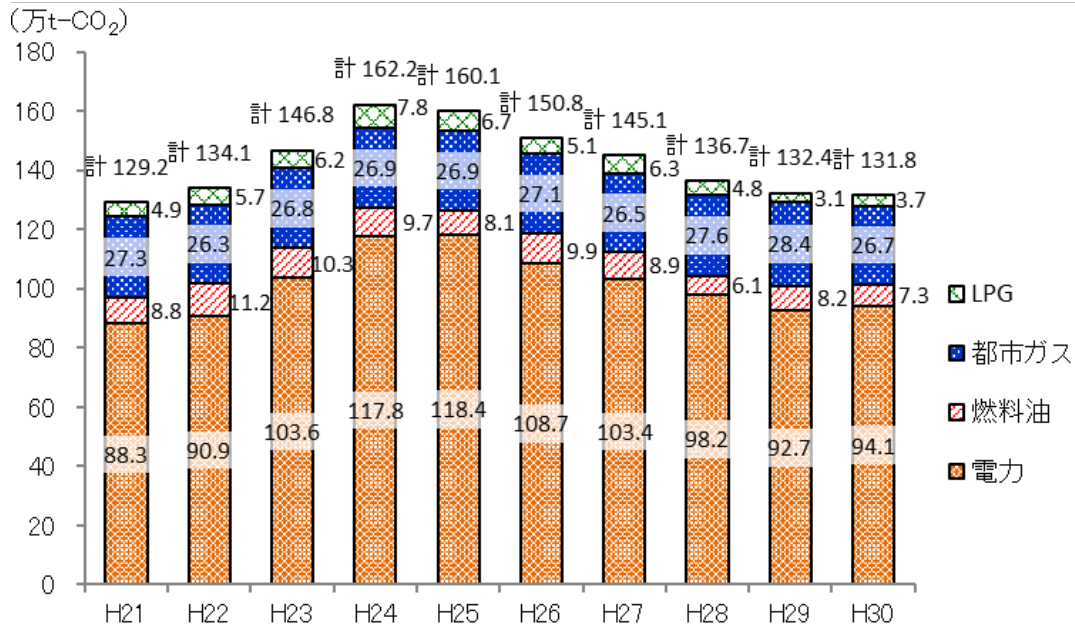


図2-3-6 家庭部門のエネルギー種別二酸化炭素排出量

イ)課題

市の二酸化炭素排出量における平成21年度（2009年度）（基準年度）と平成30年度（2018年度）の比較では、産業部門が0.3%、業務部門が3.8%減少し、家庭部門が2.0%、運輸部門が5.8%、廃棄物部門が5.8%増加しています。

その要因の一つとして、東日本大震災以降における電力の二酸化炭素排出係数の上昇があげられますが、地球温暖化対策のために、全排出量に占める割合の大きい業務部門及び家庭部門を中心として、二酸化炭素排出量削減に向けたさらなる取組が必要です。業務部門については、事業者への環境負荷低減計画制度を通じた環境保全活動の促進に加え、電力リバースオークションや機器導入に係る補助事業等、再生可能エネルギーの導入促進となる事業の実施が必要です。家庭部門については、さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金等の補助事業を通じた再生可能エネルギー等の普及や、市民1人ひとりがそれぞれのライフスタイルにあった省エネ行動の実践を促進するための意識啓発や情報提供の継続が必要です。

(2)個別施策の実施状況と課題

①温室効果ガス排出量削減の推進

■ライフスタイルキャンペーン【環境創造政策課】

P43「■ライフスタイルキャンペーン」を参照

■エコライフDAYの実施【環境創造政策課】

○実施状況

本市では、広く省エネ・節電等の取組を呼びかけ、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を呼びかけています。一人ひとりが「ある1日」※に省エネルギー・省資源など環境に配慮した生活を実行し、簡単なチェックシートを用いることで、その成果を「見える化」し、ライフスタイルを見直すきっかけづくりを行う「エコライフDAY」を夏（6月～9月）、冬（12月～3月）に実施しました。市役所では、夏冬合わせて15,547人の参加者が自分の行動の成果をチェックシートに記入し、二酸化炭素の削減量を集計した結果、合わせて16,887,629gの二酸化炭素が削減されました。

※「ある1日」とは、夏は6月～9月、冬は12月～3月の期間内で、参加者が決めた任意の1日を指します。

エコライフDAYの参加人数、CO₂削減量の推移

	平成27年度(2015年度)		平成28年度(2016年度)		平成29年度(2017年度)	
	参加人数	CO ₂ 削減量	参加人数	CO ₂ 削減量	参加人数	CO ₂ 削減量
市職員と家族	16,266人	16,826,448g	16,095人	16,280,229g	16,185人	17,023,214g
市立学校の児童・生徒・教員・家族等	30,702人	27,741,560g	22,060人	19,685,863g	18,776人	16,883,385g
地域協議会等	733人	859,251g	1,341人	1,363,341g	1,150人	1,212,928g
合計	47,701人	45,427,259g	39,496人	37,329,433g	36,111人	35,119,527g
	平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)	
	参加人数	CO ₂ 削減量	参加人数	CO ₂ 削減量	参加人数	CO ₂ 削減量
市職員と家族	16,010人	17,215,031g	15,476人	16,636,447g	15,547人	16,887,629g
市立学校の児童・生徒・教員・家族等	23,951人	21,760,861g	8,796人	7,186,716g	—	—
地域協議会等	915人	653,445g	838人	919,842g	—	—
合計	40,876人	39,629,337g	25,110人	24,743,005g	15,547人	16,887,629g

※令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、参加人数等の報告を一部不要としました。

○課題

エコライフDAYの実施については、実際の削減量を測定するよりも省エネルギー・省資源の取組を啓発することが主な目的となっています。取組の重要性を市民に呼びかけ、市域の二酸化炭素排出量の約26%を占める家庭部門における二酸化炭素排出量の削減に努める必要があります。

■地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づく市役所の事務・事業における環境配慮【環境創造政策課】

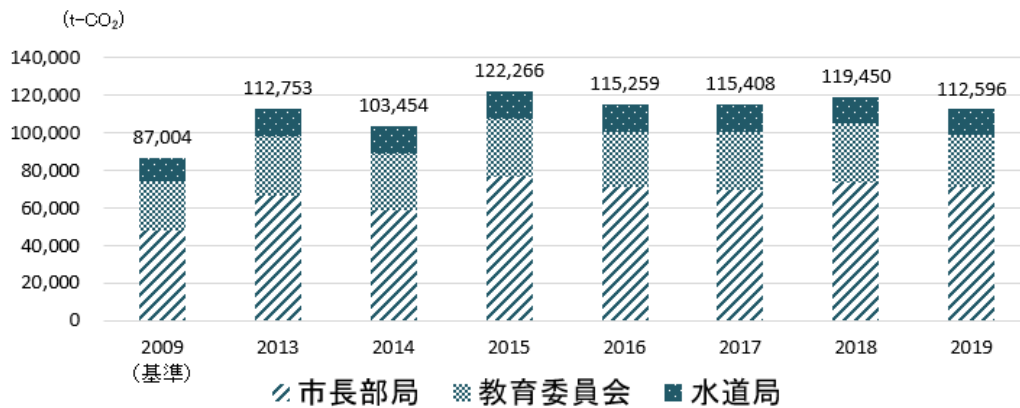
○実施状況

本市が行う全ての事務・事業に伴って排出される温室効果ガスを抑制するため、平成14年度（2002年度）から「さいたま市地球温暖化対策実行計画」【第1期】により市役所における温室効果ガス削減に取り組んできました。

令和2年度まで実施していた「さいたま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」【第3期】(計画期間：平成25年度(2013年度)～令和2年度(2020年度))では、指定管理者施設を含むすべての市の事務・事業を対象とし、令和2年度(2020年度)までに平成21年度(2009年度)(基準年度)比で温室効果ガス排出量25%削減を目指していました。また、「省エネ法」における特定事業者である市長部局・教育委員会・水道局ごとに個別目標を設定し、着実に取組を推進しています。

令和2年度(2020年度)は、令和元年度(2019年度)の温室効果ガス排出量実績の算出を行い、市役所全体で112,596t-CO₂、平成21年度(2009年度)(基準年度)比では29.4%の増加となりました。これは、市有施設の延べ床面積の増加や、平成27年度から稼働している桜環境センターにおいて石炭コークスを燃料に使用していることなどが一因となっています。市長部局・教育委員会・水道局それぞれの温室効果ガス排出量は、市長部局70,882t-CO₂、教育委員会28,432t-CO₂、水道局13,282t-CO₂となりました。

また、これまで取り組んできた「さいたま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を第4期計画として改定しました。第4期計画は、計画期間を令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)とし、基準年度平成25年度(2013年度)比で温室効果ガス排出量を41%以上削減することを目標に掲げています。



市役所の温室効果ガス排出量の推移

○課題

市役所全体で節電に努めていますが、東日本大震災以降、原子力発電所の停止とそれに代る化石燃料を用いた火力発電所の稼働が増加し、電源構成が変化したことで、電力の二酸化炭素排出係数が大幅に高くなったことが、基準年度比で温室効果ガス排出量が増加している主な要因と考えられます。

地球温暖化対策では、温室効果ガス排出量の削減を行う必要があることから、さらなる省エネ・節電の取組を実施するほか、低炭素電力の調達や太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギー等の積極的な活用を進める必要があります。

■グリーン購入の推進【環境創造政策課】

P44「■グリーン購入の推進」を参照

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による届出【建築総務課】

○実施状況

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）では、延べ床面積が300㎡以上の住宅用途が含まれる建築物を新築や増改築する際に届出を義務付けています。届出された計画が省エネ基準に適合せず必要と認める場合は、所管行政庁より計画の変更の指示・命令などが出されます。

令和2年度（2020年度）の届出実績は369件でした。

○課題

建築物省エネ法では、届出義務対象建築物の新築や増改築する際に基準適合義務がありません。それら建築物を可能な限り基準に適合するよう指導を行う必要があります。

■さいたま市建築物環境配慮制度（CASBEEさいたま）【建築総務課】

○実施状況

さいたま市建築物環境配慮制度（CASBEEさいたま）は「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づき、床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築に起因する環境への負荷の低減を目的に、建築物を設計する段階から省エネルギーや省資源、再利用などの地球温暖化の防止のための措置などの計画（以下「建築物環境配慮計画」という。）を作成し、市に届出する制度です。

建築物環境配慮計画は「建築物環境配慮指針」に基づく評価方法によりC、B⁻、B⁺、A、Sの5段階のランク付けがされB⁺を標準としています。

市有建築物ではAランク以上となるよう取り組んでいます。

また、評価方法が建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、必要な指導及び助言を行うことができます。

令和2年度（2020年度）は35件の届出がありました。

○課題

各評価項目への対応は建築主の自主的な取り組みとなりますが、Aランク以上とするには、緑化空間が確保できるなどの敷地の余裕や、標準的な仕様を上回る建物構造及び建築設備とすることが必要であり、一定のコストがかかることが想定されることから、一定のランク以上を求める場合は、優遇措置などの検討の必要があります。

■市有施設におけるESCO(Energy Service Company)事業の推進【環境創造政策課】

○実施状況

市役所はさまざまな事務・事業を行う行政の主体としての役割のほか、市内でも極めて大規模な温室効果ガス排出事業者であることから、率先して庁舎などの施設におけるエネルギー・燃料消費の抑制に取り組む必要があります。

市の率先行動のひとつとして、公共施設の省エネルギー化推進のため、ESCO事業の導入を推進しています。平成20年度（2008年度）には、さいたま市文化センターにおいて、ESCO事業者（省エネルギー化改修を行い、改修費用を光熱水費削減分で賄うことを保証する事業者）による改修工事を実施しました。その後、さいたま市立病院、プラザイーストと順次公共施設へESCO事業が導入されています。ESCO事業期間が完了した文化センターでは、適正な運転管理により省エネルギー化改修費用を光熱水費削減分で回収する効果検証を実施し、平成28年度（2016年度）の光熱水費削減額は削減予定額の135.8%を達成しました。

他の施設については、現在もESCOサービス期間中となっており、今後もESCO事業による省エネルギー化を推進していきます。

○ESCO事業実施施設一覧

施設名等	文化センター	さいたま市立病院	プラザイースト	公衆街路灯
開始年度	平成21年度 (2009年度)	平成28年度 (2016年度)	平成30年度 (2018年度)	令和2年度 (2020年度)
事業期間	7年	10年	5年	10年
主な改修内容	・空調機の更新 ・照明設備の高効率化や節水器具の取付	・高効率ボイラー等への更新 ・蓄熱槽の設置	・吸収冷温水機等への更新 ・駐車場給排気設備のCO制御導入	・公衆街路灯のLED化
二酸化炭素 排出削減効果 ※	約2,262 t-CO ₂	約1,825 t-CO ₂	約235 t-CO ₂	約5,606 t-CO ₂

※文化センターについては、平成21年度（2009年度）から平成27年度（2015年度）までの7年間の累計削減効果を表しています。

※文化センター以外の施設等については、令和2年度（2020年度）の削減効果を表しています。

○課題

ESCO事業については、省エネルギー効果の検証のほか、公共施設マネジメントの改修計画との整合性なども考慮した施設選定が必要になります。

■ごみ焼却4施設におけるエネルギー源の利用

【西部環境センター】【東部環境センター】【クリーンセンター大崎】【桜環境センター(環境施設管理課)】

○実施状況

ごみの焼却施設では、エネルギー源としてごみの有効利用を進め、電力・ガス・重油等の消費抑制を図ります。

令和2年度(2020年度)もごみ焼却の余熱を利用した発電、給湯、冷暖房、隣接施設への温水・蒸気熱源供給を継続して実施しました。

・西部環境センター

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
焼却量(t)	80,658	75,221	80,004	77,930	85,845	84,309
発電量(kWh)	21,277,770	19,381,240	21,300,790	21,058,980	22,282,850	22,139,370
売電量(kWh)	3,135,920	2,669,897	3,485,584	3,358,150	3,902,774	3,940,784
買電量(kWh)	1,363,619	1,582,302	1,408,190	1,148,978	1,171,103	956,959
蒸気供給量 (熱源)(t)	4,484	4,941	4,729	4,542	4,000	4,801
供給先施設	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園	所内の給湯・冷暖房 西清掃事務所 西楽園

・東部環境センター

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
焼却量(t)	65,772	68,563	63,255	63,512	65,807	65,162
発電量(kWh)	12,209,213	12,560,750	12,033,737	12,640,895	12,785,931	13,004,524
売電量(kWh)	3,805,291	3,962,853	3,912,058	4,224,666	4,238,626	4,974,965
買電量(kWh)	294,332	362,282	385,130	263,119	302,441	212,408
蒸気供給量(t)	1,362	1,554	2,291	2,643	2,843	2,608
供給先施設	所内の給湯・冷暖房 東楽園	所内の給湯 東楽園	所内の給湯 東楽園	所内の給湯 東楽園	所内の給湯 東楽園	所内の給湯 東楽園

・クリーンセンター大崎

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
焼却量(t)	(第一工場) 廃止 (第二工場) 118,980	118,500	118,605	116,098	113,891	114,960
発電量(kWh)	42,021,907	43,173,630	43,455,582	15,963,144	40,593,563	44,084,239
売電量(kWh)	26,859,408	28,194,576	28,683,426	9,021,516	24,415,716	30,074,904
買電量(kWh)	542,166	442,338	410,334	6,900,894	1,093,968	235,512
蒸気供給量(t)	2,156	1,803	2,077	2,380	2,242	2,317
供給先施設	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園	所内の給湯 見沼ヘルシーランド 大崎園芸植物園

・桜環境センター

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
焼却量(t)	103,816	106,075	107,603	110,467	110,217	108,491
発電量(kWh)	53,813,621.00	53,695,394	54,183,338	56,939,459	57,050,888	56,809,354
売電量(kWh)	28,932,750.00	28,133,640	28,396,880	30,788,630	30,786,170	30,933,330
買電量(kWh)	221,740.00	213,920	208,280	316,850	157,060	171,970
蒸気供給量(t)	0	0	0	0	0	0
温水供給量(MJ)	6,739,824	6,566,295	6,230,740	5,841,256	5,738,714	4,893,649
供給先施設	余熱体験施設	余熱体験施設	余熱体験施設	余熱体験施設	余熱体験施設	余熱体験施設

○課題

ごみ焼却の余熱利用を進め、点検・整備などですべての焼却炉を停止している期間を除き、節電等により買電量を減らす必要があります。

■環境負荷低減計画【環境創造政策課】

○実施状況

本市では平成21年度（2009年度）に「さいたま市生活環境の保全に関する条例」を施行し、環境への負荷が相当程度大きい事業所を設置（管理）する事業者が、温室効果ガスの削減等に関する計画（環境負荷低減計画）を作成・提出及び公表する制度を開始しました。この「環境負荷低減計画制度」は、事業者が事業所単位で温室効果ガス削減の目標と計画を立てて実施し、計画を市に提出・公表することで、事業者の自主的な環境保全活動を促進することとしています。

平成22年度（2010年度）から始まった本計画制度は、令和2年度（2020年度）までに、計画の提出が義務付けられていない事業者も含めて1,393事業所（累計）から計画の提出がありました。また、計画書の提出があった事業所を対象に、エネルギー診断を実施しています。

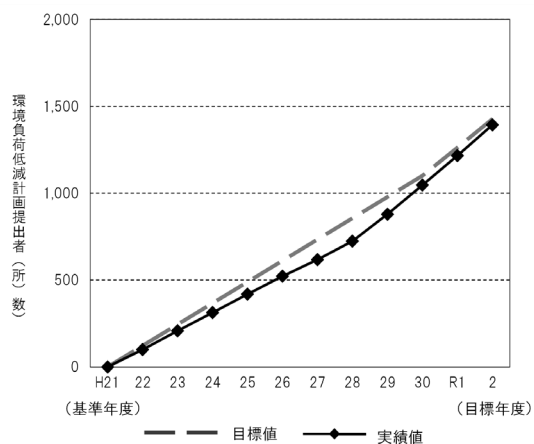


図2-3-7 環境負荷低減計画提出者数の推移

表2-3-2 《指標》環境負荷低減計画提出者数の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 (年度)
環境負荷低減計画提出者(所)数 (累計)	0 (未実施)	618	724	879	1,047	1,216	1,393	1,427 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	

○課題

令和2年度（2020年度）は提出が義務付けられている全ての事業者から計画の提出があり、提出が義務付けられていない任意事業者からも15件の計画提出がありました。任意事業者についても制度の意義を理解し、省エネ行動を実践していただけるよう、制度の周知が必要です。

今後はさらに大幅なCO2排出量削減を図る必要があるため、計画の提出だけでなく、事業者への再生可能エネルギーの普及をより一層推進する必要があります。

■下水処理センターで発生するメタンガスの利用【下水道維持管理課】

○実施状況

下水汚泥から発生するメタンガスを、消化槽加温用のボイラーの補助燃料として使用することで、同ボイラーの主燃料である重油使用量を削減しています。

重油使用量削減量の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
重油使用量削減量(kℓ)	40	114	141	98	142	133

○課題

発生するメタンガスの量にばらつきがあるため、重油使用量の削減を進めるには、メタンガスの安定的な発生を図る必要があります。

■公共施設への再生可能エネルギー等の導入【環境創造政策課】

○実施状況

再生可能エネルギーの導入促進、エネルギーセキュリティの確保等を目的として、公民館や市立学校を始めとする公共施設等へ太陽光発電設備の導入を進めています。

令和2年度(2020年度)は公民館2箇所等に太陽光発電設備を設置し、これまでの累計は公共施設等(市立学校を除く)が50施設(発電出力合計:約822kW)、市立学校が167校(発電出力合計:3,228kW)となりました。

太陽光導入施設数累計の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
公共施設等(市立学校を除く) (施設)	30	38	40	41	47	50
市立学校(校)	165	165	165	165	167	167

※太陽光導入施設数は、出力5kW以上の施設のみ集計しています。

※太陽光導入施設数には、屋根貸し事業により設置したのも含まれています。

※公共施設数は市立学校を含め、全888施設となっています。(令和元年度(2019年度)末現在。施設の規模等により、太陽光発電設備の設置が不可能な施設を含む。)

○課題

太陽光発電設備を設置するにあたり、建物の構造上の安全性や耐震性の確保、建築基準法及び都市計画法による高さ制限などの法的規制があり、設置する場所や建物について十分に検討する必要があります。また、市民が利用する施設へ設置することから、市民の施設利用をできるだけ妨げないようにするなど、公共施設マネジメントの改修計画に合わせて導入を推進していく必要があります。

■商店街街路灯LED化推進事業(商店街環境整備事業)【商業振興課】

○実施状況

地球温暖化対策に資するため、商店街が行う地球環境への負荷が少ない省エネルギーであるLED街路灯の建設、既存街路灯ランプからLEDランプへの交換、LED照明の付け替えに伴う灯具等の改修に対し補助しています。

令和2年度(2020年度)は、1商店街で計2基のLEDランプの設置、交換に対し補助を行いました。

○課題

商店街街路灯LED化の更なる推進に向け、一層の国等の補助の活用促進を図る必要があります。

■再生可能エネルギーの利用拡大【環境創造政策課】

○実施状況

地球温暖化対策には、省エネルギー化による温室効果ガスの排出量削減とともに、太陽光、太陽熱、地中熱、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー等の導入を促進することが重要となります。本市では、令和2年度(2020年度)も引き続き、さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金を実施し、太陽光発電設備などを設置した市民に補助金を交付しました。

また、市有施設における再生可能エネルギーの導入にも積極的に取り組んでおり、令和2年度(2020年度)は3施設、合計約41kWの太陽光発電設備を設置しました。

さらに、日本有数の晴天日数を誇る本市の太陽エネルギーを最大限活用するため、民間事業者が実施主体となりメガソーラー推進事業や市有施設の屋根貸し(注)により太陽光発電設備を設置し発電を行っています。

(注) 屋根貸しとは、事業者が市有施設の屋根を貸し、事業者が太陽光発電を設置する事業をいいます。発電した電力は、売電し事業者の利益となりますが、災害時は太陽光発電電力を施設で使用できるため、エネルギーセキュリティの確保が図られています。

さいたま市の住宅用太陽光発電設備設置補助金の導入実績の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	累計
住宅用太陽光発電 設備設置 補助件数(件)	928	836	678	633	536	11,795
住宅用太陽光発電 設備設置 補助出力(kW)	4,216	4,159	3,368	3,064	2,617	50,718

公共施設への太陽光発電設備設置状況の推移(出力5kW以上)(屋根貸し事業も含む)

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	累計
施設数(施設)	8	2	1	8	3	217
太陽光発電設備設置 出力(kW) ※1kW未満切捨て	60	50	5	139	41	4,050

メガソーラー設置状況

名称	場所	事業者	発電出力	運転開始時期
やまぶき エネルギーパーク	岩槻区 大字長宮	東和・八洲共同 企業体	約1.6MW	平成26年(2014年)4月
緑区間宮地区 メガソーラー	緑区 大字間宮	RSリニューアブルズ 株式会社	約1.3MW	平成28年(2016年)3月

屋根貸しによる太陽光発電設備設置状況

名称	場所	事業者	発電出力	運転開始時期
文化センター	南区根岸1丁目	株式会社 八洲電業社	48.9kW	平成27年(2015年)7月
職員研修センター	見沼区堀崎町		49.6kW	
療育センター さくら草	桜区田島2丁目		15.3kW	
産業振興会館 ・計量検査所	北区日進町2丁目		16.3kW	
相野原配水場	岩槻区大字相野原		28.2kW	

○課題

東日本大震災以降、電力の二酸化炭素排出係数が上昇しており、再生可能エネルギー等の普及がますます欠かせないものとなっているため、補助制度などによる太陽光発電設備等の普及促進を継続することが必要です。また、平成28年度(2016年度)からの電力小売り自由化を受け、再生可能エネルギー由来の低炭素な電力の普及促進を図るなど、新たな地球温暖化対策の検討も行っていく必要があります。

また、太陽熱や地中熱など再生可能エネルギー熱利用の促進を図るほか、地域熱供給システム、高効率なコージェネレーションシステム、蓄電池など高度利用技術の普及促進などを行っていく必要があります。

■さいたま市再エネプロジェクトの推進【環境創造政策課】

○実施状況

本市では、再生可能エネルギーの利用拡大を目指し、環境省が推奨する電力リバースオークション「エネオク」を活用した事業者向けの再エネ導入促進事業「さいたま再エネプロジェクト～選ぼう、再エネ～」を開始しました。本事業は、最適な価格で再生可能エネルギーを始めとする低炭素電力への切替を可能とするものです。

令和2年度（2020年度）は、事業周知のための説明会を2回実施しました。また、市内事業者からの申込みによるオークションを4件実施しました。

○課題

脱炭素社会の実現に向けた持続可能なエネルギー政策として、再生可能エネルギー等のさらなる導入を推進していく必要があります。今後、他の事業者向け施策と連携を図り、取組をより一層推進してまいります。

■省エネルギー機器・設備の導入促進【環境創造政策課】

○実施状況

市民への導入促進策として、令和2年度（2020年度）も、さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助事業を実施し、再生可能エネルギーを利用した太陽光発電、高効率なコージェネレーションシステムや蓄電池などのエネルギー高度利用技術を使った機器に対する補助を行いました。

また、市有施設等への導入促進策として、LED照明の設置推進やESCO事業による省エネルギー改修を行っています。さいたま市立病院及びプラザイーストについて現在もESCOサービス期間中となっており、今後もESCO事業による省エネルギー化を推進していきます。

市民への「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金の補助件数

	平成27 年度 (2015年度)	平成28 年度 (2016年度)	平成29 年度 (2017年度)	平成30 年度 (2018年度)	令和元 年度 (2019年度)	令和2 年度 (2020年度)
太陽光発電	1,016件	928件	836件	678件	633件	536件
太陽熱利用システム	8件	7件	2件	1件	1件	1件
太陽熱採光システム	1件	0件	3件	4件	0件	
ガスエンジン給湯器	2件	0件	0件			
燃料電池(コージェネレーション)	553件	668件	598件	403件	341件	297件
家庭用蓄電池	231件	190件	267件	287件	454件	442件
V2Hシステム	2件	2件	2件	0件	6件	8件
地中熱利用システム	0件	0件	0件	0件	0件	1件
高遮熱塗装	247件	251件	266件	197件	341件	191件
HEMS機器(住宅用エネルギー マネジメントシステム)	301件	310件	314件	244件	231件	226件

○課題

今後は、代表的な再生可能エネルギーである太陽光発電、地域熱供給システムや高効率なコージェネレーションシステム、蓄電池などエネルギー高度利用技術、家庭におけるエネルギー使用状況の『見える化』を実現するHEMS等の普及促進を引き続き行いながら、1年間で消費するエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅であるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及に向けた施策の検討も行う必要があります。

また、市有施設などへのLED照明導入については、市民の施設利用をできるだけ妨げないように、公共施設マネジメントの改修計画に合わせて導入を推進していく必要があります。

■さいたま市地球温暖化対策地域協議会活動の推進【環境創造政策課】

○実施状況

「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」は、市域における温暖化対策を推進するため、市民、市民団体、事業者、事業者団体、埼玉県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、行政等が構成員となり、市域の温室効果ガス排出の抑制等に関して必要な取組等を協議し、具体的な取組を実践しています。

令和2年度（2020年度）は、「エコライフ川柳」の実施や、「地球温暖化対策普及啓発動画」の作成など、地球温暖化対策を推進する啓発事業を行いました。

○課題

「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」は平成18年（2006年）の設立以降、地球温暖化対策を推進する様々な啓発や事業等を行ってきました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、これまでの施設見学会やセミナーの実施に替えて、普及啓発動画を作成し、協議会のホームページや市のSNSなどを通じて発信しました。

今後も、普及啓発においては、SNS等の活用が必要になります。また、協議会委員のネットワークを活用し、より多くの市民へ普及啓発を行う必要があります。

■地域・体制づくり【環境創造政策課】

○実施状況

「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化対策の推進を目的に市域の温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

本市では、九都県市による「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンと連携し、「令和2年度さいたま市ライフスタイルキャンペーン」を実施しました。本キャンペーンでは、ポスターや市報のほか、デジタルサイネージやSNSを活用した啓発活動を実施し、市民・事業者に対して、脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を呼びかけました。

また、「さいたま市地球温暖化対策地域協議会」では、市民、事業者、行政が協働して、「エコライフ川柳」の実施や、「地球温暖化対策普及啓発動画」の作成など、地球温暖化対策を推進する啓発事業を行いました。

○課題

本市の温室効果ガス排出量は、家庭部門及び業務部門の2部門の割合が大きいため、市民や事業者による温室効果ガス排出量削減へのさらなる取組が必要です。

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、SNSや動画等を活用した啓発事業を実施しましたが、アフター・コロナの状況においても、時勢に合わせた多様な啓発方法として、これらの活用を継続・発展させていくことが求められます。

《エコ・ラム4》 ゼロカーボンシティ「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明！ 「さいたま市気候非常事態宣言」を発出！

環境省では、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨を首長自らが又は地方公共団体として表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」として位置付けています。

さいたま市では、近年、気候変動による影響が身近に迫っており、将来の脱炭素社会の実現に向けた取組は必要不可欠であるという認識のもと、令和2年（2020年）7月28日に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）」を目指していくことを表明しました。

本市がゼロカーボンシティを表明したことに伴い、令和2年（2020年）7月29日には、国際キャンペーン「RACE TO ZERO（レース・トゥ・ゼロ）」の一環として開催された「RACE TO ZERO DIALOGUE（RACE TO ZERO 対話）」に市長が出席し、脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）の実現に向けて取り組んでいくことを表明するとともに、国や国内外の先進自治体等様々なステークホルダーと連携していくことを共有しました。



RACE TO ZERO DIALOGUEでの
市長発言の様子

さいたま市気候非常事態宣言

～脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指す行動宣言～

近年、日本を含む世界では、記録的な猛暑、集中豪雨、大型台風などの自然災害が多発するなど、気候変動の影響が身近に迫り、人間社会や自然界にとって大きな脅威となっています。令和元年東日本台風（台風第19号）では記録的な大雨により、本市でも荒川の氾濫が目前に迫るなど危機的な状況となりました。

こうした気候変動の影響は、地球温暖化の進行とともに更に高まると考えられ、今まさに非常事態に直面していると言えます。

気候変動への対策は、国、地域を超えて取り組むべき喫緊の課題であり、パリ協定に掲げられた「世界全体の平均気温の上昇を、産業革命前と比べ1.5℃までに抑える」目標を達成するため、本市も令和2年7月に、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）の実現を目指すことを表明しました。

また、本市は、SDGs未来都市として「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能なまちづくりを先導する役割を担っています。

地球上の平均気温が上昇し続けている今、必要なことは、私たち一人ひとりの意識と行動です。この危機的な状況を自らの問題と認識し、経済社会システムやライフスタイルの変革など、気候変動への対策を加速させなければなりません。

よって本市は、気候が非常事態にあるという危機感を市民・事業者などのあらゆる主体と共有し、一丸となって行動するため、ここに気候非常事態を宣言し、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指します。

- 2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを実現するため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用拡大等に取り組むとともに、先進的な技術・サービスの積極的な導入を進めます。
- 市民の安全・安心な暮らしと本市の豊かな自然環境を未来へ継承するため、自然災害や猛暑への対策など、気候変動の影響への適応策に取り組みます。
- 気候変動への問題意識と危機感をあらゆる主体が共有するとともに、連携・協働し、脱炭素社会に向けた行動に取り組みます。



令和 3年 5月 7日

さいたま市長

清水 芳人

また、経済社会システムやライフスタイルの変革など、気候変動への対策を加速するため、令和3年（2021年）5月7日には「さいたま市気候非常事態宣言」を発出しました。

気候が非常事態にあるという危機感を市民・事業者などあらゆる主体と共有し、一丸となって行動するため、「みんなでアクション ともに未来へ」を合言葉に、脱炭素社会へ向けた行動を呼びかけていきます。

②自動車環境対策の推進

■E-KIZUNA Project(イー・キズナ プロジェクト)【未来都市推進部】【環境創造政策課】

○実施状況

脱炭素社会の実現に向けて、環境にやさしい電気自動車（EV）をはじめとした次世代自動車の普及をめざすため、市民や事業者、大学、国等と連携し、普及のための諸問題を解決するためのプロジェクトです。

本プロジェクトでは、「充電セーフティネットの構築」、「需要創出とインセンティブの付与」、「地域密着型の啓発活動」を基本方針として定めています。

また、日産自動車株式会社、三菱自動車工業株式会社、株式会社SUBARU、本田技研工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、イオンリテール株式会社、三井不動産リアルティ株式会社、ヤマハ発動機株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社の計9社と、地球温暖化防止と持続可能な脱炭素社会の構築を目標とした「E-KIZUNA Project協定」を締結し、各種取組を推進しています。

令和2年(2020年)度の主な成果は以下のとおりです。

・充電セーフティネットの構築

電気自動車（EV）を安心して、快適に使える環境づくりを目指し、充電インフラ網の整備を実施しています。

令和2年(2020年)度は、市内公共施設に設置した電気自動車（EV）用充電器(急速13基、普通17基)の維持管理を行いました。

・需要創出とインセンティブの付与

市の率先導入による需要の創出のほか、補助金交付などのインセンティブを実施しています。

令和2年(2020年)度は、市の公用車として電気自動車（EV）を9台導入しました。また、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）を導入した市民等への補助制度を実施することで、次世代自動車の普及を促進しました。

・地域密着型の啓発活動

電気自動車（EV）を市民・事業者の皆様にご覧いただくため、「知る・触れる・学ぶ」機会を提供しています。

令和2年(2020年)度は、市内小・中学校や公民館でのEV・FCV教室（6回）や市民参加イベント、商業施設等での電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）の展示会（1回）を実施しました。



<EV・FCV教室>

・「E-KIZUNAグローバルサミット」に向けた情報発信

次世代自動車を普及させるための広域的な都市間ネットワーク構築を目指し、国や関係企業・自治体による意見・情報交換の場として、平成22年度（2010年度）から開催してきた「E-KIZUNAサミット」をさらに発展させ、国内外の都市が互いに連携し、様々な環境施策を発信・共有する「E-KIZUNAグローバルサミット」の開催を予定しています。令和4年度（2022年度）のサミット開催に向けて、オンライン国際会議等に市長が登壇し、「E-KIZUNA Project」や「スマートシティさいたまモデル」などの本市の先進的な取組を発信するとともに、サミットへの参加を呼びかけました。

○課題

脱炭素社会の実現に向けて、コロナ禍における経済停滞からの回復に併せて、温暖化対策をさらに押し進めるグリーンリカバリーの視点も踏まえつつ、今後、電動車の導入を加速化していくために、引き続き電気自動車（EV）をはじめとした次世代自動車の普及を進める必要があります。

また、地球温暖化が止まらない現状下において、これまでの「E-KIZUNAサミット」で築き上げてきた広域的な都市間ネットワークや、企業・団体とのネットワークをさらに発展させ、世界の各都市が一丸となって気候変動に向き合うことが必要です。

■スマートシティに向けたモビリティサービスの充実【都市総務課】

○実施状況

大宮駅・さいたま新都心周辺地区及び美園地区を先行モデル地区として、令和2年（2020年）1月に組織した「さいたま市スマートシティ推進コンソーシアム」を中心に、公民学の連携によりICT等をまちづくりに取り入れるスマートシティの取組を推進しています。

その一環として、複数の交通サービスをつなぎ合わせ、交通手段の最適化を図るMa a S等の導入に向け、ENEOSホールディングス株式会社、OpenStreet株式会社及び本市の3者で協定を締結し、令和3年（2021年）3月23日にシェア型マルチモビリティ（電動アシスト付自転車、スクーター、超小型EV）の実証実験を開始しました。



シェア型マルチモビリティ

○課題

現在、大宮駅・さいたま新都心周辺地区を中心にシェア型マルチモビリティの実証実験を実施しており、今後、実証エリアを他地域にも拡大していく予定です。

実証エリアの拡大にあたっては、公有地等も活用し、モビリティポートを拡充していく必要があります。

■次世代自動車の普及【環境創造政策課】

○実施状況

本市では、電気自動車（EV）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を次世代自動車と位置付け、市域での登録台数の目標を「平成32年度（2020年度）までに87,000台」と設定しています。

令和2年（2020年）度末における市域での次世代自動車の登録台数は、92,269台です。

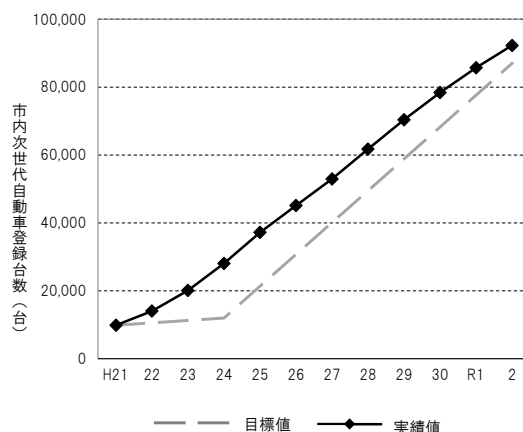


図2-3-8 市内次世代自動車登録台数の推移

表2-3-3 《指標》市内次世代自動車登録台数の推移

指標	平成21年度 (2009年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 (年度)
市内次世代自動車登録台数(台)	9,875	52,955	61,751	70,387	78,396	85,706	92,269	87,000 (令和2年度 (2020年度))
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

(参考)市内四輪車登録台数

平成21年度 (2009年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
539,222台	561,928台	567,626台	570,729台	574,727台	577,804台	581,309台

○課題

コロナ禍の状況を考慮しつつ、地域密着型の啓発活動として、イベントでの車両展示や試乗会、また、小・中学校、公民館などへの次世代自動車（EV・FCV）教室等を行い、市民、事業者への周知を図り、引き続き、次世代自動車の普及を推進していく必要があります。

■次世代自動車の普及促進対策補助【環境創造政策課】

○実施状況

市民、事業者の次世代自動車普及促進のための補助を実施しています。

電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、天然ガス自動車、天然ガストラック・バス、ハイブリッドトラック・バス及びLPGハイブリッドタクシーを導入する事業者及び個人に補助を実施しました。

平成23年度(2011年度)実績	72台 11,438,000円 (EV62台、天然ガス自動車6台、ハイブリッドトラック4台)
平成24年度(2012年度)実績	70台 10,272,000円 (EV62台、天然ガス自動車2台、ハイブリッドトラック6台)
平成25年度(2013年度)実績	135台 12,688,000円 (EV64台、PHV65台、天然ガス自動車2台、ハイブリッドトラック4台)
平成26年度(2014年度)実績	162台 14,153,000円 (EV73台、PHV84台、天然ガス自動車2台、ハイブリッドトラック3台)
平成27年度(2015年度)実績	153台 15,423,000円 (EV51台、PHV85台、FCV14台、天然ガス自動車3台)
平成28年度(2016年度)実績	74台 8,060,000円 (EV40台、PHV20台、FCV9台、ハイブリッドトラック5台)
平成29年度(2017年度)実績	75台 11,267,000円 (EV50台、FCV9台、天然ガストラック3台、ハイブリッドトラック1台、LPGハイブリッドタクシー12台)
平成30年度(2018年度)実績	98台 17,767,000円 (EV50台、FCV8台、ハイブリッドトラック6台、LPGハイブリッドタクシー34台)
令和元年度(2019年度)実績	84台 17,317,000円 (EV33台、FCV7台、ハイブリッドトラック7台、LPGハイブリッドタクシー37台)
令和2年度(2020年度)実績	89台 15,168,000円 (EV50台、FCV7台、ハイブリッドトラック4台、LPGハイブリッドタクシー28台)

○課題

市報やホームページ等により、市民、事業者への周知をより一層進め、また、自動車メーカーなどへ情報を展開し、連携することで、普及啓発の拡大を図るなど、今後も引き続き、次世代自動車の普及を推進していく必要があります。

また、補助の内容についても、情勢を考慮し、内容の変更などを検討していく必要があります。

■公用車への次世代自動車の率先導入【環境創造政策課】

○実施状況

電気自動車（EV）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を次世代自動車と位置付け、特別な用途等の車両を除き、公用車の入替え等に際して、次世代自動車への計画的転換を進めています。

公用車への次世代自動車導入率は、平成25年度（2013年度）に長期目標である100%を達成しました。

次世代自動車台数・導入率の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
次世代自動車台数(台)	588	597	602	615	633	633
次世代自動車導入率(%)	100	100	100	100	100	100

○課題

引き続き、公用車の入替え等に際して、次世代自動車の導入を推進していく必要があります。

また、電気自動車の導入を進めるにあたり、充電設備を拡充する必要があります。

■ COOL CHOICE 普及啓発活動推進事業【未来都市推進部】

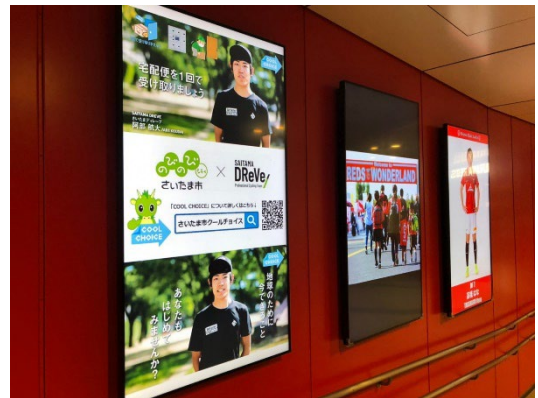
○実施状況

COOL CHOICEとは、CO2などの温室効果ガス排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。本市は、市民・事業者の皆様と共に、国の推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同することを宣言しています。

令和2年度（2020年度）は、「宅配便を1回で受け取りましょう」などの新しい生活様式に関連したPR動画の作成・放映や、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）といった次世代自動車の小学生向け学習教室などを通じて、「COOL CHOICE(=賢い選択)」を広く推進する普及・啓発活動を実施しました。



<COOL CHOICE PR 動画>



<浦和サッカーストリートでの普及・啓発>



<うらわ LOOPドライブイン LIVE&Marche での給電デモ>



<燃料電池教室との連携>

○課題

新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント等による対面での活動が制限される中、様々な普及・啓発のあり方を検討し、COOL CHOICEのより一層の認知度向上を図っていく必要があります。

■さいたま市交通環境プランの推進【環境対策課】

P134 「■さいたま市交通環境プランの推進」を参照

■アイドリング・ストップの徹底【環境対策課】

P134 「■アイドリング・ストップの徹底」を参照

■交通流対策【道路計画課】

P137 「■交通流対策」を参照

■交通政策事業(さいたまカーフリーデー2020の開催)【交通政策課】

○実施状況

自動車に過度に依存しない交通体系の実現に向け、短・中期交通施策の実行計画である「さいたま市都市交通戦略」を展開するために必要な各種施策を実施しています。

車の使い方を市民と行政とが一緒に考えるための周知啓発等を行う「さいたまカーフリーデー2020」は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送りました。

○課題

「さいたま市都市交通戦略」の基本目標・方針の実現に向け、関係事業者間での情報共有を図ることによる円滑な施策展開の支援や、社会情勢等を踏まえた定期的な施策の見直しが必要です。

また、さいたまカーフリーデーなど普及・啓発を目的としたソフト施策については、より効果的な普及・啓発方法の検討が必要です。

■狭あい道路拡幅整備事業【建築総務課】

○実施状況

狭あい道路の拡幅に伴う後退用地の寄付をしていただき、市道として整備、維持管理を行います。令和2年度(2020年度)の寄付件数は329件、寄付面積は4,382.0㎡でした。

○課題

事業概要を市報に掲載し、市民に対し啓発活動を強化します。また、管理移管後の道路整備を速やかに進めるため、関係各課との連携を強化する必要があります。

■都市計画道路見直し事業【都市計画課】

○実施状況

少子高齢化の進行、将来的な人口減少、財政の逼迫等の社会経済情勢の変化や、地球温暖化に対応した地球環境の負荷軽減など持続可能なまちづくりの実現に向けた諸課題に対応するため、都市計画道路の抜本的な見直しが必要となっています。

こうした中、本市では平成24年（2012年）10月に「さいたま市道路網計画」を策定し、未整備の都市計画道路を廃止候補や存続候補等に分類しました。

令和2年度（2020年度）は、存続候補1路線について、地権者等の合意形成を図り、都市計画道路の見直しを実施しました。

見直し実施状況

	平成27年度 (2015年度) 以前	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	計
廃止候補 路線	13路線	2路線	-	-	-	-	15路線
存続候補 路線	6路線	-	1路線	2路線	2路線	1路線	12路線



さいたま市が目指す将来の道路網

○課題

都市計画手続きを行う際は、道路網計画について十分周知し、地権者等の合意形成を図る必要があります。

③環境負荷の少ない都市構造の実現

■環境に配慮した土地利用の推進【都市計画課】

○実施状況

都市計画法に基づく地区計画は、都市全体の骨格を対象に計画される都市計画と個々の建築計画との中間的な位置にあり、用途地域等の都市計画と調和を図りながら、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めるものです。

本市では、計画的なまちづくりを推進し、市街地の良好な環境を形成するため、地区計画制度の普及・啓発を図り、市民と連携して地区計画等を策定し、地区の特性に応じた土地利用の規制・誘導を行っています。

令和2年度(2020年度)末の地区計画決定地区数は72地区となっています。

地区計画決定地区数の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
地区計画決定地区数 (地区)	68	68	68	71	71	72

○課題

地区計画検討地区はあるものの、住民発意の地区計画のため合意形成に時間がかかっており、地区計画制度を市民に周知していく方策の検討が必要です。

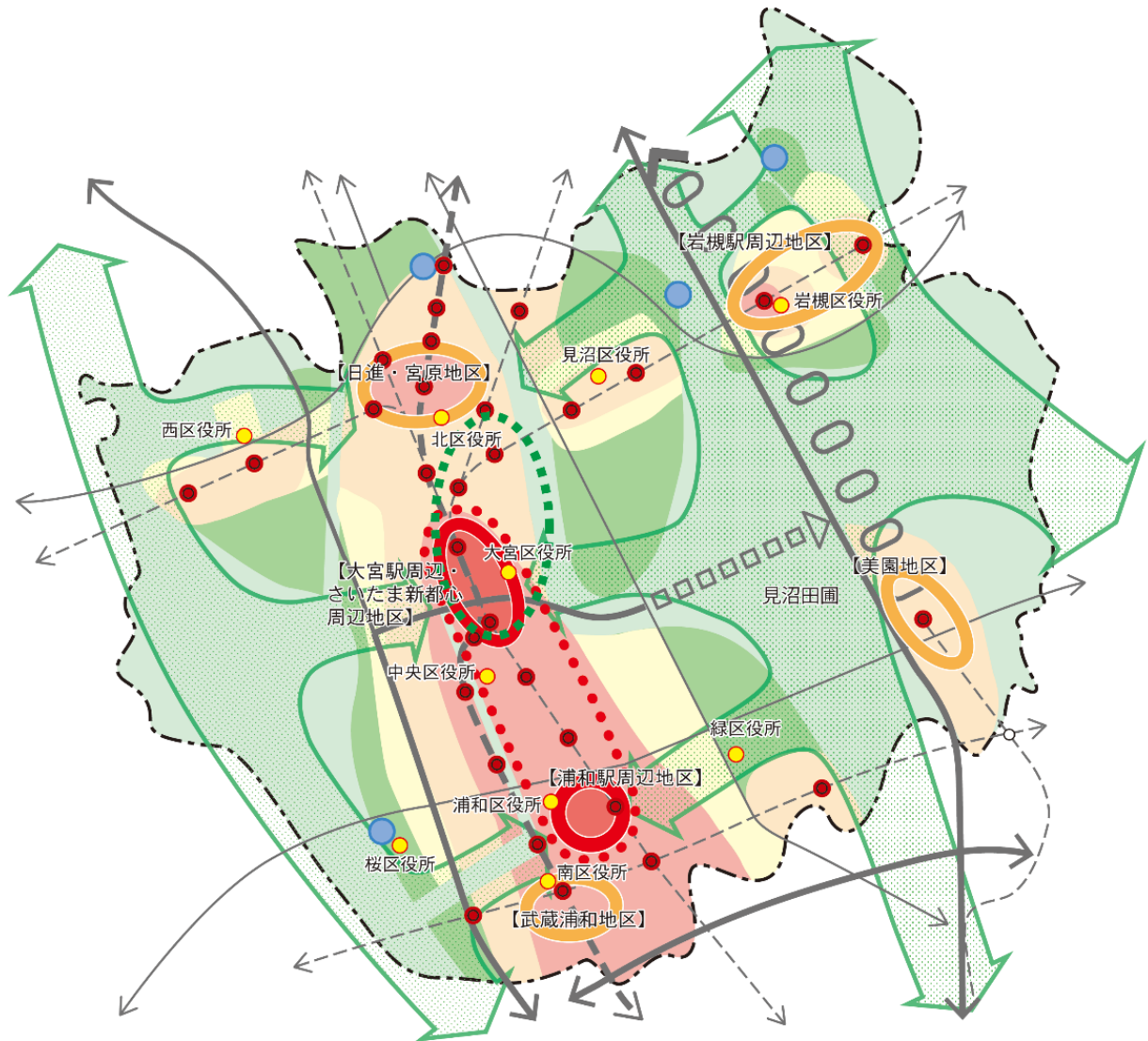
■都市計画マスタープランの推進【都市計画課】

○実施状況

さいたま市都市計画マスタープランで示す「水とみどりに囲まれた集約・ネットワーク型都市構造」の実現のため、令和2年度（2020年度）は、都市構造や土地利用状況の調査、都市計画法上の運用の課題について整理しました。

○課題

調査などによって得られた本市の課題に対し、「水とみどりに囲まれた集約・ネットワーク型都市構造」を実現するために、どのような解決策を取ればよいか、具体的な検討が必要です。



拠点 都市機能の集積を促進する拠点		都心	主な都市空間のゾーニング 密度にメリハリのある都市空間		高密度・複合機能ゾーン
		副都心			高密度・広域機能ゾーン
		地域生活拠点			中高密度生活ゾーン
		地域活動拠点			低中密度生活ゾーン
		産業集積拠点			低密度生活ゾーン
交通ネットワーク 都市活動を支える骨格的な幹線道路と公共交通網		みどりのシンボル核	水とみどりのネットワーク 地域資源の活用による環境インフラの形成		緑地・集落ゾーン
		中心市街地			環境インフラ
		広域幹線道路ネットワーク (構想路線)			
		軌道系公共交通ネットワーク (地下鉄7号線)			

出典:「さいたま市都市計画マスタープラン」

将来都市構造図

■大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業【大宮駅東口まちづくり事務所】

○実施状況

大宮駅周辺地域戦略ビジョンにおける環境面の戦略として、「都心ならではの環境配慮や情報技術活用を推進する戦略」や、「人と環境にやさしい交通体系へ転換する戦略」を進めているところです。

各種事業を推進させることにより、緑地の確保や屋上緑化、道路整備による交通渋滞の解消などを図ります。

令和2年度(2020年度)は、氷川緑道西通線について、南区間(大宮中央通線～南大通東線)においては照明設備工事を実施し、北区間(大宮中央通線～大宮岩槻線)においては用地買収及び物件調査等を行いました。また、大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業においては、平成29年度(2017年度)より引き続き、施設建築物の新築工事を行いました。

○課題

戦略ビジョンで示した将来像を実現するため、各まちづくり団体と計画の具体化について検討し、権利者と合意形成を図る必要があります。

■地域・地区整備事業

埼玉県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づき、環境に配慮した整備・開発・保全を推進しています。

令和2年度(2020年度)の主な事業の実施状況及び課題は次のとおりです。

【浦和東部第一特定土地区画整理事業・大門下野田特定土地区画整理事業(浦和東部まちづくり事務所)】

○実施状況

道路築造工事等において、建設発生土の工事間利用を行い、資源を有効活用しました。

○課題

建設発生土の有効活用を推進していくため、事業進捗に併せて他の公共工事と搬入や搬出条件等に関して、綿密に調整を行っていきます。

【東浦和第二土地区画整理事業(東浦和まちづくり事務所)】

○実施状況

区画道路(区9-1号線)をはじめとする地区内道路の整備を行いました。また、地区内工事で発生した土砂を盛土材として整地工事に転用し、資源の有効活用を図りました。

○課題

既に造成を完了した(仮称)第三調整池のほか、今後も事業の進捗に併せて、2ヶ所の調整池を築造していきます。

地区内における発生土仮置き場の使用可能面積が逼迫してきているため、仮置き場の確保及び発生土転用の促進に努めます。

【大宮駅西口第四土地区画整理事業(大宮駅西口まちづくり事務所)】

○実施状況

工事での発注残土については、地区内にストックし、宅地整備等に有効活用しました。

○課題

残土をストックすることにより、埃等の対策が必要となります。ビニールシートで覆う等の対応を行っていきます。

【与野駅西口土地区画整理事業(与野まちづくり事務所)】**○実施状況**

道路築造に向けての物件移転補償を行いました。

○課題

権利者との合意形成に時間を要しておりますが、道路築造においては透水性舗装を採用するなど環境に配慮した整備を計画してまいります。

【南与野駅西口土地区画整理事業(与野まちづくり事務所)】**○実施状況**

都市計画道路や地区内の道路等の整備を行いました。また、地区内工事で発生した土砂を整地工事に転用し、資源の有効活用を図りました。

○課題

地区内において、発生土の仮置場が不足してきており、今後の仮置場の確保及び発生土の転用促進に努めてまいります。

【日進駅周辺まちづくり推進事業(日進・指扇周辺まちづくり事務所)】**○実施状況**

透水性舗装などの採用により、雨水流出抑制やヒートアイランド現象の緩和など、環境に配慮した日進七夕通りの美装化工事が完了しました。

○課題

今後も、まちづくり団体の活動を支援し、七夕通りの環境美化に努めてまいります。

【浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業(浦和駅周辺まちづくり事務所)】**○実施状況**

平成26年(2014年)1月に組合設立が認可され、市街地再開発組合が設立されました。現在、工事着手に向けた調査、設計を行っています。

○課題

市街地再開発事業(施行面積約1.8ha)により、駅前広場及び都市計画道路に雨水流出抑制施設を築造し、環境に配慮した整備を行っていきます。

【岩槻駅西口土地区画整理事業(岩槻まちづくり事務所)】**○実施状況**

事業の進捗に合わせ区画道路を整備し、雨水浸透施設の設置を行いました。

○課題

透水性舗装や雨水浸透施設の築造により雨水流出抑制を行い、環境に配慮した整備を行っていきます。

【江川土地区画整理事業(岩槻まちづくり事務所)】**○実施状況**

調整池排水機場の整備に向けて掘削工事を実施しました。また、整備に向けて、関係部署との協議を実施しました。

○課題

大雨による河川への負担を軽減するため調整池を築造し、環境に配慮した整備を行っていきます。

【指扇土地区画整理事業(日進・指扇周辺まちづくり事務所)】

○実施状況

工事に伴い発生する建設発生土を地区内にストックし、公共施設及び宅地造成工事において利用することにより、資源の有効活用を図りました。

○課題

西大宮駅南側の周辺道路が整備されていないことから、地元住民と駅利用者との交通が錯綜しているため、早期の道路整備をめざします。また、発生土をストックするための用地確保が課題です。

■組合施行等土地区画整理支援事業【区画整理支援課】

○実施状況

土地区画整理組合に対し、補助金の交付及び資金の貸付けを行い、土地区画整理事業を促進し、健全な市街地の形成を図ります。

組合施行による土地区画整理事業は13地区で行われています。

令和2年度(2020年度)は、都市計画道路築造工事、区画道路築造工事、雨水管等の布設工事、建物等移転補償等を行いました。

○課題

事業が長期化しているため、一定の財源を確保し、計画的に事業を執行する必要があります。

■商店街街路灯LED化推進事業(商店街環境整備事業)【商業振興課】

P108「■商店街街路灯LED化推進事業(商店街環境整備事業)」を参照

■交通安全施設設置及び維持管理事業【市民生活安全課】

○実施状況

公衆街路灯については、交通安全及び犯罪防止を目的として設置していますが、平成20年度（2008年度）以降、環境への負荷低減のため、LED化を推進しています。

令和2年度（2020年度）は新設・改修を含め536灯をLED化し、これにより市内のLED化された公衆街路灯は、令和2年度（2020年度）末で82,051灯になりました。

○課題

今後も、新たに設置する公衆街路灯はLED灯とし、環境負荷の低減に努める必要があります。

■交通バリアフリー推進事業【交通政策課】

○実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び本市のバリアフリー基本構想に基づき、鉄道駅を中心とした徒歩圏内におけるバリアフリー化を推進しています。

令和2年度（2020年度）は、JR与野駅（京浜東北線）のホームドア設置に係る費用の一部を鉄道事業者に補助しました。

○課題

バリアフリー法に基づきハード面、ソフト面から各事業の推進を図る必要があります。

■エネルギー・スマート活用ビジョン【環境創造政策課】

○実施状況

本市では、平成25年（2013年）3月に「エネルギーセキュリティの確保」、「低炭素なまちづくりの推進」、「再生可能エネルギー等の導入促進」を目的として、「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」を策定しました。

本政策では、平成21年度（2009年度）を基準年度とし、令和2年度（2020年度）の目標年度までに、省エネルギー対策によりエネルギー消費量の10%以上削減と再生可能エネルギー等導入割合を4倍以上にすることで、エネルギーのスマート活用率20%をめざすという目標を掲げています。

平成30年度（2018年度）のエネルギー消費量は99,441T J、省エネルギー対策量は11,829T J、再生可能エネルギー等導入量は5,358T J、エネルギーのスマート活用率は15.4%となりました。

※ エネルギーのスマート活用率とは、市域のエネルギー消費量（2020年現状趨勢ケース）のうち、省エネによる削減量と再生可能エネルギー等の導入量の占める割合とします。

※ エネルギー消費量は熱量の単位J（ジュール、1 J ≒ 0.24cal）で表します。また、接頭語T（テラ）は10の12乗（一兆倍）を示します。

○課題

脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指し、持続可能なエネルギー政策として、再生可能エネルギー等のさらなる導入を推進していく必要があります。また、市域の温室効果ガス排出削減やエネルギー供給の強靱化のため、再生可能エネルギー等の地産地消へ取組を展開させていくことが求められます。

令和3年度（2021年度）以降は、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、再生可能エネルギー等の導入を推進してまいります。

3-2 地球温暖化対策以外の地球環境保全の推進

(1) 現況と課題

【オゾン層】

ア) 現況

オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。しかし、フロン類などの破壊原因物質によるオゾン層の破壊が進むと、地上に降り注ぐ紫外線量が増え、人体や動植物に影響を及ぼす恐れが大きくなります。

環境省の資料によると、世界平均のオゾン全量は1980

年代から1990年代前半にかけて大きく減少が進みましたが、1990年代後半に減少傾向が止まり、2000年以降は変化が比較的小さくなっています。地上観測によると、近年（2015～2019年）はそれ以前（1994～2008年）に比べわずかに増加（回復）傾向がみられますが、オゾン層破壊が顕著に現れる以前（1970～1980年）と比較して依然少ない状態が続いています。

日本上空のオゾン全量の観測は、気象庁が国内3地点で実施しています。札幌とつくばのオゾン全量は、主に1980年代を中心に1990年代はじめまで減少が進みました。1990年代半ば以降は、国内3地点ともに緩やかな増加傾向がみられていましたが、近年はオゾン全量が少ない年が続いています。（気象庁ホームページより）

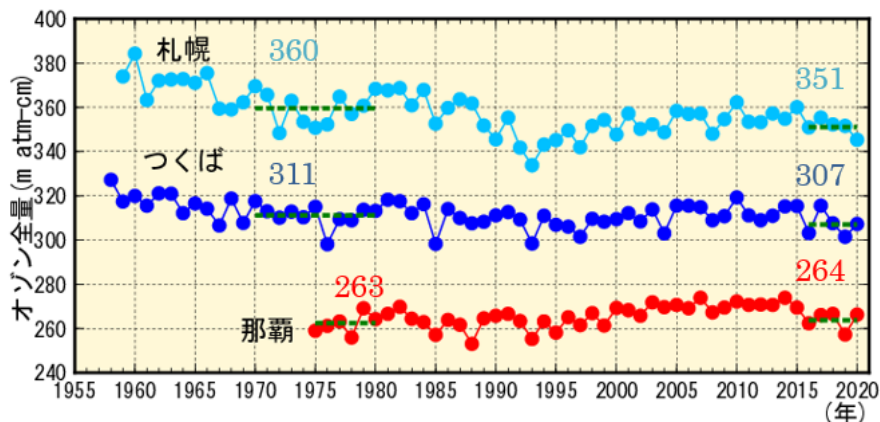


図2-3-9 日本のオゾン全量の年平均値の変化(出典:気象庁)

イ) 課題

オゾン層の保護対策として、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」によるフロン類の回収と適正処理の実施状況を監視していく必要があります。

【酸性雨】

ア) 現況

我が国では、自然状態の降雨が pH5.6 前後になるため、これを基準として、pH5.6 以下の酸性度を示した雨を酸性雨と呼んでいます。また、pH3.5 以下の雨では、建物や樹木・草花等への影響が出るといわれています。酸性雨の原因は、工場や自動車から排出された硫黄酸化物・窒素酸化物などです。

イ) 課題

酸性雨を抑制するためには、市内の工場や自動車からの排出ガス削減に努めるほか、市外で発生した硫黄酸化物や窒素酸化物の流入による影響が大きいと考えられるため、国や九都縣市と連携し市域を超えた対策についても充実させる必要があります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

① オゾン層保護対策の推進

■ カーエアコンのフロン類回収処理指導 【産業廃棄物指導課】

○ 実施状況

本市では、「自動車リサイクル法」に基づき、解体業者等の事業場に対して立入検査を行い、使用済自動車の適正処理及びカーエアコンに使用されているフロン類の適正な回収処理を指導しています。令和2年度(2020年度)は、181.6kgのフロン類(CFC)が回収されました。

表2-3-4 《指標》カーエアコンのフロン類回収量の推移

指標	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標値 (年度)
カーエアコンのフロン類回収量(CFC)(kg)	926.1	245.5	130.9	84.0	119.4	168.7	181.6	適正処理の指導継続 (令和2年度(2020年度))
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

○ 課題

フロン類の回収を徹底するため、許可及び登録業者に対する指導、並びに無許可業者の取り締まりを継続して行う必要があります。

② 酸性雨対策の推進

■ 降雨の酸性度の計測・監視 【環境対策課】

○ 実施状況

本市では、降雨の酸性度(pH)を計測しています。
令和2年度(2020年度)のpH5.6以下の酸性雨発生率は68.6%で、最も酸性度の強かった雨はpH3.4でした。

酸性雨に係る経年変化の状況

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
調査地点数(地点)	1	1	1	1	1	1
降雨の酸性度の計測回数(回)	83	90	71	51	84	86
pH5.6以下の酸性の降雨が観測された回数(回)	81	86	68	47	70	59
pH5.6以下の酸性雨の発生率(%)	98	96	96	92	83	69
pH4.0以下の酸性の降雨が観測された回数(回)	14	12	10	1	1	3
pH4.0以下の酸性雨の発生率(%)	17	13	14	2.0	1.2	3.5
pH最小値	3.8	3.7	3.6	3.8	3.8	3.4
地点平均年間降水量(mm)	1,175	705	1,478	687	1,713	1,360

※大宮区役所屋上(～2019.5.21)/さいたま市役所屋上(2019.5.22～)

○ 課題

原因物質の濃度測定や、原因として考えられる工場・事業場の排出ガス対策、市域を越えた自動車排出ガス対策を充実させる必要があります。

③その他の地球環境問題対策の推進

■その他の地球環境問題対策の推進【環境創造政策課】

○実施状況

世界の森林面積は約40億haで全陸地面積の約31%を占めていますが、20世紀に入ってから急速に減少しており、令和2年（2020年）に国連食糧農業機関（FAO）が公表した世界森林資源評価（FRA）2020によれば、平成2年（1990年）から令和2年（2020年）までの30年間で、世界の森林面積は約1億7800万haも減少しました。

熱帯林をはじめとした世界の森林は、貴重な生物多様性を有するとともに、二酸化炭素を吸収し地球温暖化の防止に貢献するなど、地球環境において大きな役割を果たしています。

日本における紙等の消費は、その原料である木材の多くを海外から輸入していることから、森林減少、砂漠化といった地球規模の環境問題に影響します。本市では、用紙類の使用量削減や再資源化に努めるなど、「think globally act locally（地球規模で考え、地域で行動する。）」という考え方に基づいた取組を推進しています。



東大宮駅前での啓発

○課題

地球環境問題の解決には、人の行動と身近な環境、さらに地球規模の環境とのかかわりを理解し、1人ひとりが身近でできることから取り組むことが重要です。今後も、地域で取り組めることを率先して実施するとともに、日常生活の中で実施できる環境配慮行動に関する情報の普及・啓発を推進します。

■森林環境譲与税の活用による市有施設の木質化や普及・啓発事業の推進【農業環境整備課】

○実施状況

平成31年（2019年）4月に森林の整備などを実施するために必要な財源を市町村が安定的に確保することを目的として「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が制定され、森林環境譲与税が国から市へ譲与されています。

本市では譲与された森林環境譲与税について、森林の持つ多面的機能の啓発や公共施設における木材利用の促進などの事業に活用しています。

令和2年度（2020年度）は、市内の児童センターや図書館、保育園の一部内装木質化、県立さいたま桜高等学園との連携による啓発用木製コースターの製作、飛沫防止用木製パネルの区役所窓口設置等、木材利用及び森林機能の普及啓発及び配布等の事業に対して森林環境譲与税を活用しました。

また、公共施設の大規模な木造化工事など、多額の予算が必要な事業に備えるため「森林環境整備基金」を創設しています。



啓発用木製コースター

○課題

今後の大規模な木造化工事等に備え、森林環境整備基金について計画的な運用が必要となっています。